

令和7年2月3日

発言者	発言要旨
<b>【請願13号の審査】</b>	
青木委員	<p>夜間中学の設置に関して、令和6年12月に示された教育局の令和7年度当初予算要求概要において、夜間中学の在り方検討事業費約300万円が新規事業として計上されている。事業概要には、「県市町村有識者からなる夜間中学在り方検討協議会（仮称）の設置による検討」との記載があるが、この協議会では具体的にどのようなことを検討するのか。また、現在、夜間中学設置に係るニーズはあると捉えているのか。</p>
義務教育課長	<p>協議会では、目指す学校の在り方や対象とする生徒、設置場所、教育内容など、本県における夜間中学の基本的な考え方について、本県の現状を踏まえて、協議・検討していく予定である。</p> <p>また、令和元年度に実施した調査や、当該調査からこれまでの間に行ってきた関係団体等に対する聞き取り等ではニーズを確認していないが、近年、外国人居住者や不登校の児童生徒が増加傾向にあり、実質的に義務教育を受けていない方を巡る状況の変化等が考えられる。このため、夜間中学の在り方について検討を進めるに当たり、改めてニーズ調査を行う必要があると考えている。</p>
青木委員	<p>新規事業として予算化されれば、みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課などと連携しながら、国の補助制度の活用を見据えた議論が必要と考えるがどうか。</p>
義務教育課長	<p>本県の現状に合った夜間中学はどのようなものか、しっかりと議論していくためにも、関係機関と連携し、情報を共有しながら進めていきたい。</p>
青木委員	<p>全国的には義務教育を受けることができなかつた方が相当数おり、他県では夜間中学の設置が進んでいる状況にある。願意妥当であり、採択すべきである。</p>
船山委員	<p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律では、全ての地方公共団体に、夜間中学等の設置を含む就学の機会の提供等の措置を講じることが義務づけられたとのことだが、「夜間中学等」となっているということは、夜間中学以外の就学機会の提供も含まれるのか。</p>
教育長	<p>令和6年3月29日付けの文部科学省通知では、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指して、その設置充実に取り組んでいくという方向性が示されている。</p>
船山委員	<p>県当局では、夜間中学設置に係るニーズが現在確認できておらず、また、夜間中学に拘らずとも、その都道府県や県民の実態に即した教育の在り方を提供できれば、それで目的は達成できると考える。現在、県当局で調査中とのことであり、継続審査が妥当である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
柴田副委員長	時代の変化に伴って検討する余地はあるのかもしれないが、検討協議会に係る予算要求を行っている県当局には感謝を申し上げたい。今後、ニーズ調査を行うとのことであり、状況を見守る必要があると考えるので、継続審査が妥当である。
齋藤委員	文部科学省が令和7年1月31日に公表した資料によれば、夜間中学に通う生徒数等は2年前と比較して1.3倍に増えており、ニーズがあると考えられる。願意妥当であり、採択すべきと考えるが、継続審査とするのであれば、県当局の動きを十分に踏まえて、採択に向けた継続審査となるように要望する。
鈴木委員	夜間中学は、家庭内学習などで中学校の課程を修了して卒業はしたものの、教室での学びの機会が十分に得られなかった方も対象となるのか。
義務教育課長	対象となる。 ⇒簡易採決の結果、継続審査に決定
<b>【所管事項に関する質問】</b>	
齋藤委員	警察音楽隊の発足の経緯と同音楽隊の役割はどうか。
参事官（兼）広報相談課長	警察音楽隊は、47都道府県警察及び皇宮警察に設置されており、本県の音楽隊は昭和37年に発足した。「県民と警察を結ぶ音の架け橋」として、交通安全運動や防犯イベント等、様々な機会を捉えて積極的に広報活動を行い、安全安心な県民生活の維持や警察活動に対する理解と協力を求めることを目的に設置している。 現在、隊長以下26名体制で活動しており、定期演奏会を始め、交通安全県民運動や各自治体の地域安全運動の出発式、小中学校や公民館等における演奏会等において、演奏を交えて、交通事故防止や特殊詐欺被害防止等の各種活動を行っている。
齋藤委員	定期演奏会の来場者の反応及びそれを受けた今後の対応方針はどうか。
参事官（兼）広報相談課長	定期演奏会では、毎年、来場者から感想や意見等のアンケートに協力いただいているほか、開催に携わった関係者からも反省点等について意見を伺っている。それらを集約した上で、開催方法や演出等について検討を加え、次回の定期演奏会に反映させている。 令和6年度の定期演奏会においては、「素晴らしい演奏や演技に本当に感動した」、「来年も期待しています」などの声が多く寄せられており、県民から期待されていることを改めて実感した。引き続きアンケート結果を精査して、音楽隊が活動しやすい環境を整えながら、より質の高い演奏会となるよう努めていく。
齋藤委員	今年度の定期演奏会では、会場が満席となり、急遽ロビーに席を設け、モニターで鑑賞された方や、入場できずに帰る方などが多数いたと伺っている。今後の対応方針はどうか。
警察本部長	令和5年度の定期演奏会の来場者数は約1,400人であったのに対し、今年度は約2,000人とたくさんの方にご来場いただいた。今回の入場方法は、

発 言 者	発 言 要 旨
齋藤委員	<p>従来の来場者数の実績等を踏まえ、前回同様に事前申込み無しで、全席自由席としたが、せっかく会場まで足を運んでいただいたにも関わらず、満席のため入場できなかった方が一定数いたことも承知しており、大変申し訳なく感じている。</p> <p>警察音楽隊は、警察活動において非常に重要な役割を担っていると認識しており、来年度の入場方法の検討も含め、より良い活動ができ、より良い演奏を届けられるように検討していく。</p> <p>県内における令和6年中の特殊詐欺の認知状況及び検挙状況はどうか。</p>
参事官（兼）組織犯罪対策課長	<p>暫定値となるが、認知件数は78件、被害額は約3億2,155万円で、令和5年と比較して31件、約2億3,610万円増加している。認知件数が増加した理由として、若年、中年層の被害が増加したことが挙げられる。認知78件中、非高齢者の被害が42件であり、SNSを利用した犯行形態が多くなっている。スマートフォンやSNSを利用する世代にも被害が広まったと捉えている。</p> <p>検挙件数は23件、検挙人員は13人で、令和5年と比較して22件、6人減少している。減少の要因としては、受け子が県内入りしない振込型による手口が増えたことなどが挙げられる。また、全国の捜査員を集めて首都圏等に設置した特殊詐欺連合捜査班の運用が昨年からは開始され、それを活用した捜査や、他都道府県警察との合同捜査を行っていることで、県内で発生した事案に係る検挙が、本県警察の検挙に反映されない部分があることなども考えられる。</p>
齋藤委員	<p>特殊詐欺被害が減少しない要因をどのように考えているか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>一概に申し上げることは困難だが、これまでの被害状況を踏まえ、次のようなことが影響していると考えられる。</p> <p>1点目は、若年、中年層への被害の拡大である。昨年増加した警察官等を騙るオレオレ詐欺や副業名目の詐欺では、被害が高齢者のほかSNSを利用する幅広い年代層に拡大している。</p> <p>これまでの被害者は、高齢者が多く、巡回連絡による防犯指導や新聞、広報紙、やまがた110ネットワークでの広報啓発を行ってきたが、被害層の拡大に対応するため、現在はこれらに加え、県警察のSNSの活用や企業への働きかけによる従業員への注意喚起等、SNS利用層への広報啓発を強化している。</p> <p>2点目は、特殊詐欺の犯行を容易にするインフラの発展である。金融決済インフラが充実し、犯人が被害者から現金を受け取る方法は、手渡し、振込、郵送等から、現在は、コンビニエンスストア等で電子マネーを購入させて利用権をだまし取る、あるいは都市銀行やネット銀行に口座を開設させ、インターネットバンキングによる振込等、匿名性の高い方法やインターネット環境を利用した方法でだまし取る手口へと変容している。</p>
齋藤委員	<p>特殊詐欺被害の防止に向けた、県警察の今後の取組方針はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>県警察の取組みとして、金融機関やコンビニエンスストアの協力の下、携帯電話で話しながらのATM利用者には積極的な声掛けをお願いしており、実際にATMでの振込を阻止した事例もある。また、コンビニポリ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ス制度を活用し、コンビニエンスストアへの防犯指導や各種訓練を通じ、電子マネーの高額購入者への声掛けにより、水際措置を強化している。さらに、金融機関との連携により、令和4年からはATM振込の年齢制限として、65歳以上かつ過去2年又は3年間、ATMでのキャッシュカード等による振込がない場合は、ATMでの振込を制限し、5年からは、ATMでの引出限度額の制限として、70歳以上を対象に、キャッシュカードによるATMでの引出制限を、1日当たり20～30万円に設定している。</p> <p>こうした対策により、金融機関やコンビニエンスストアにおいて、被害を水際で阻止していただいている割合は非常に高くなっている。引き続き、官民一体となって対策を強化しつつ、犯行手口の動向を踏まえた施策を展開していく。</p>
鈴木委員	<p>現在、国では、教職調整額を令和7年度から5%にして、12年度までに10%まで段階的に引き上げを行うこと、また、時間外在校等時間について月30時間を目指すという改革案が検討されているが、県教育委員会としての所感はどうか。</p>
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	<p>教職調整額の段階的引上げについては、時間外在校等時間の縮減などの条件を付さずに実施すると報道があった。教職調整額の見直しは50年ぶりとなる。また、将来的に教員の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指し、まずは令和11年度までの5年間で平均時間外在校等時間を月30時間程度に縮減することを目指すこと等について、財務大臣と文部科学大臣が合意し、通常国会に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正案が提出され、議論が進められる。こうした政府の動向を踏まえ、県としても、働き方改革をしっかりと進めていきたい。</p>
鈴木委員	<p>県教育委員会として、今後の教員の働き方改革をどう進めていくのか。</p>
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	<p>令和5年度上期と比較した6年度上期の月平均時間外在校等時間は、小学校では36時間10分から33時間46分に、中学校では44時間39分から41時間46分に、特別支援学校では22時間54分から20時間58分に、高等学校では42時間33分から40時間40分と着実に減少している。</p> <p>この背景として、各学校からは、余剰時数の削減を含む年間計画や日課の見直し、時間割の工夫、部活動関連では、活動時間の改善や週休日の設定、休日の地域移行、任意加入制の導入、複数顧問制による指導等により成果が上がったなどの報告を受けている。</p> <p>また、教員業務支援員や部活動支援員などの外部人材活用の促進、高等学校におけるデジタル採点の導入、本県が全国に先駆けて行った新採教員育成支援事業等により、時間的なゆとりが生まれ、勤務時間内の業務の効率性の向上などにも繋がっていると捉えている。</p> <p>好事例の周知などを一層進め、学校現場の教育活動の充実を大切にしながら、働き方改革を推進していきたい。</p>
鈴木委員	<p>令和6年中に認知したストーカー事案等の概要はどうか。</p>
人身安全少年課長(兼)少年サ	<p>認知件数は、暫定値で135件である。形態別では、多い順に、つきまとい、押し掛け、待ち伏せが71件、無言電話、連続電話、連続メールが40</p>

発 言 者	発 言 要 旨
ポートセンター 所長	件、面会、交際等の義務なき行為の要求が 39 件、性的羞恥心を害する事項の告知等が 15 件、著しく粗野又は乱暴な言動が 9 件、監視の告知等が 7 件、名誉を害する事項の告知等が 1 件、その他 3 件であり、例年と同様の傾向にある。なお、行為者は、複数の形態でストーカー行為に及ぶケースがあるため、形態別に集計すると認知件数を上回る数になる。
鈴木委員	ストーカー事案を認知した場合の県警察の対応はどうか。
人身安全少年課 長（兼）少年サ ポートセンター 所長	ストーカー事案を認知した場合は、被害者等の安全確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙や警告の実施による加害行為の防止、被害者等の保護措置を徹底するなど、組織的に対処している。被害者等の保護措置については、安全な場所へ速やかに避難させるのはもちろんのこと、緊急通報装置や防犯カメラ等の資機材を貸し出し、安全の確保に万全を期している。
青木委員	本県における教職員の精神疾患による休職者数とその要因はどうか。
教職員課長（兼） 働き方改革推進 室長	精神疾患による休職者数は、令和 5 年度の 46 人に対し、6 年度は現時点で 50 人となっている。全教職員に占める割合は 0.56%であり、全国の 0.77%と比較して少ない割合ではあるが、全国同様、増加傾向にある。 休職の要因としては、指導がうまくいかないことなどによる自信喪失や仕事に対する不安、仕事と家族の介護の重なり、家庭環境の変化などがあると捉えている。
青木委員	県教育委員会では、今後どのような対策を講じるのか。
教職員課長（兼） 働き方改革推進 室長	精神疾患に至る前に未然防止を図るという点では、同僚制や連帯制を生かした日常的な把握と、組織的対応、そして業務負担軽減に向けた外部人材の積極的活用などの働き方改革の推進が必要であると考えている。 具体的な対策としては、管理職に対し、自身の健康管理とともに部下職員の健康管理も行うことや、諸業務について、管理職を中心にチームとして対応することなどを指導している。 また、メンタルヘルス健康相談やW e b相談等の相談窓口の周知、業務負担軽減に向けた教員業務支援員や高等学校における校務補助員などの外部人材の活用を進めてきたほか、令和 6 年度からは、いじめ問題等に対応する教員の負担を軽減するため、スクールロイヤーを配置した。 なお、本県が全国に先駆けて実施した新採教員育成支援事業により、新採教員に空き時間が生まれ、精神的なゆとりができたことによって資質向上に繋がるなどしており、5 年度は精神疾患で休職している新採教員はいない。 今後も、校長会などの機会を捉えて、管理職が部下職員に対して一層目配りしていくこと等を指導するほか、外部人材の有効活用をさらに進め、組織的対応により負担軽減を図るなどの働き方改革によって、働きやすい職場づくりに取り組んでいく。
青木委員	県内における雪害事故の発生状況と事故の原因はどうか。
警備第二課長	令和 5 年度の雪害事故の発生状況は、発生件数は 17 件、死傷者は 17 人、

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>うち死者が1人であり、主な雪害事故の種別と件数は、雪下ろし作業等での転落件数は8件、除雪時の転倒が6件である。また、今年度は、1月29日現在で発生が36件、死傷者は36人、うち死者が1人であり、主な雪害事故の種別と件数は、雪下ろし作業等での転落が21件、除雪時の転倒が8件、除雪機の取扱いでの事故が3件である。事故の原因は、足を滑らせて転落したなど、死傷者の自過失によるものである。</p> <p>事故の特徴としては、負傷者の多数が65歳以上の高齢者であること、雪下ろし作業中の転落事故や除雪作業中の転倒事故で全体の8割を占めていることが挙げられる。</p> <p>5年度以降に発生した雪害事故53件中、死傷者が65歳以上の高齢者の事故は35件で、全体の約66%である。雪下ろし作業等での転落事故は29件で全体の約55%、除雪作業中の転倒事故は14件で全体の約26%となっている。</p>
青木委員	雪害事故を防止するための県警察の取組みはどうか。
警備第二課長	<p>雪害事故防止のための取組みとして、雪害事故の特徴を捉えて、注意喚起等の啓発や広報活動を重点的に行っている。具体的な取組みとしては、巡回連絡等の警察活動を通じての広報・指導、ミニ広報紙や雪害事故防止チラシ等の回覧・配布、県警察のホームページや、やまがた110ネットワークでの情報発信を行っている。</p> <p>また、県と連携して、大雪警報等や雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報が発表された場合に、パトカーによる警ら活動を通じて、車載マイクでの雪害防止広報等も行っている。</p> <p>雪害事故防止の重点事項については、県防災くらし安心部が公表している大雪に関する注意喚起や雪下ろし作業に関する、安全に作業するための雪下ろしの8つのポイント等のほか、大雪時に不要不急の外出を控えることや、車両運転中に長時間の渋滞、滞留に巻き込まれた場合の対応等についても広報を行っている。</p>
青木委員	県警察における白バイの運用状況はどうか。また、女性隊員は配置されているのか。
交通指導課長 (兼)交通反則 通告センター所 長	<p>白バイは、冬季を除く4～11月を活動期間としており、高い機動力、警戒力を生かし、交通指導取締りや交通事故発生時の初動措置、警衛警備に従事しているほか、県縦断駅伝の先導や各種イベントでの交通安全広報啓発活動など、様々な活動に従事し、交通事故の抑止等に大きな効果を上げている。隊員に対しては、各自の運転技能の習熟度に応じた基本的な訓練のほか、競技会を定期的に開催し、各隊員の技能の習熟度合いを確認している。さらに、サーキット場における本格的な高速訓練等を実施するなど、高度な運転技能及び危険回避能力の向上にも努めている。</p> <p>なお、女性隊員については、平成26年に初めて1名配置され、現在は3名配置されており、男性隊員と同様、多方面にわたって活躍している。</p>
青木委員	全国白バイ安全運転競技大会の目的及び本県警察の成績はどうか。
交通指導課長 (兼)交通反則	全国白バイ安全運転競技大会は、白バイ乗務員の運転技能を向上させ、受傷事故の絶無を期すとともに、その士気の高揚を図り、もって道路交通

発 言 者	発 言 要 旨
通告センター所長	<p>の安全の維持に資することを目的として、毎年 10 月上旬に茨城県ひたちなか市にある自動車安全運転センター安全運転中央研修所において開催されている。</p> <p>同大会は、47 都道府県警察及び皇宮警察の代表選手が参加し、団体競技と個人競技に分類されている。団体競技は、主に大規模県からなる 1 部と、主に中小規模県からなる 2 部に分けられており、本県警察は 2 部に出場している。同大会では、白バイによるバランス走行、オフロードバイクのトライアル走行等 4 種目に出場し、その合計点で団体、個人の順位を競っている。</p> <p>昨年の本県の成績は、団体が 36 チーム中 7 位、個人総合が 99 人中最高 31 位と健闘したほか、トライアル走行の操縦競技において、99 人中 2 位という好成績を収め、警察庁長官表彰を受けている。</p>
船山委員	<p>小国高校では県外生徒を受け入れているが、本県は地域みらい留学プラットフォームに加盟しているのか。</p>
高校未来創造室長	<p>加盟しておらず、同プラットフォームからの全県的な支援は受けていない。</p>
船山委員	<p>生徒数が減少している中、今後の県立高校の在り方をどのように考えているか。</p>
高校未来創造室長	<p>10 年後を見据えた県立高校の在り方について、令和 5 年度に県立高校の将来の在り方検討委員会を設置して検討を重ねてきた。これまでは、中学 3 年生の卒業者数に合わせて、私立高校にも配慮しながら県立高校の定員を設定してきたが、中学の卒業者数だけにとらわれて高校の定員を設定すると、今後、県立高校の小規模化、弱体化が進んでいくという意見が様々な委員から出された。</p> <p>また、少子化による一律的な学級数減や定員の削減ではなく、必要な場所や地域に必要な学びの場所を確保することが望ましいとの意見をいただいております。少子化への対応とともに、本県の中学生、高校生にどのような学びが必要かという観点をしっかりと見据えながら進めていきたい。</p>
船山委員	<p>これまでの山形県教育振興計画では、教育と産業界との連携を意識していないと見受けられるが、第 7 次山形県教育振興計画（以下「計画」という。）の策定状況はどうか。</p>
教育政策課長	<p>検討委員会を立ち上げ、令和 5 年 9 月から検討を重ねてきた。7 年 1 月 30 日に 8 回目の検討委員会を開催し、検討委員会の最終案を示した。その段階でも意見が出されたので、今後、委員長と相談の上、最終的な案を示す予定である。教育と産業界、地域との連携を意識して策定を進めている。</p>
船山委員	<p>計画の方向性について、知事の方針は反映されるのか。</p>
教育政策課長	<p>計画の策定については県教育委員会が行うが、知事は大綱を定める。それに基づき計画を策定することとなっており、山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱については、県総合教育会議において、教育委員の意見を聴きながら知事が策定を進めている。その中でも、教育につい</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>船山委員</p> <p>教育長</p>	<p>ては学校現場だけでなく、産業界と連携を図る必要があると意見が出されており、計画において具体化することになると考える。</p> <p>高校教育における地域や産業界との連携に係る教育長の所感はどうか。</p> <p>特に高校生の場合、学びを実感するためには、課題認識や自分がその社会の一員であることを認識するなどの意識なくして真の学びには繋がらないのではないかと考えている。さらに言えば、学びの原点として、様々な驚きや感動、発見などから学びに対する理解、喜び、楽しみを知っていくのではないかと考えており、いかにしてそのような機会を作っていくかが極めて重要だと考えている。</p> <p>そのために、地域と結びつき、自分が地域の一員で、地域を変える力が十分にあることを自覚してほしいという考えのもと、産業系高校フューチャープロジェクトを立ち上げた。参画していただく自治体や作業部会等地域の方々には、学校に対して期待をするだけでなく、自分たちが学校に対して何ができるか、生徒に対してどのようなサポートができるか、それによって生徒がどのように地域と繋がることになるのかということも念頭に同プロジェクトに参画していただきたいとお話ししている。</p> <p>主体は学校ではあるが、地域の力を結集して、学校現場も含めた地域づくりを進めていくという観点で同プロジェクトを進めており、同プロジェクトがさらに充実するよう一層工夫を凝らしながら、今後の教育の充実に努めていきたい。</p>